



整理番号 4-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書	
令和 5 年 1 月 30 日	
吉村 尚久 様	
金 84,800 円也	
物件所在地	大分県中津市一ツ松179-7
物件名	FUJIHRO.Bld N 103号
金額内訳	84,800 円 (税込)
備 考	
摘 要	
借し、5月分家賃・5月分共益費・5月分水道料として	
中津市永添955番地の1 株式会社ワールド九州 代表取締役 森本敏博 	

事業名、用途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料
5月分

対象経費 (84800 円) - (円) =84800円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (42400 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

賃貸借契約書

令和 5 年 4 月 24 日

貸主: 代理 有限会社中津リアルエステートセンター 様

借主: 吉村 尚久 様

物件名 : FUJIHIRO.Bld N 103号室

有限会社 中津リアルエステートセンター

重要事項説明書 [事業用建物貸借]

令和 5年4月20日

吉村 尚久様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	大分県中津市豊田町3丁目9-3 0979-23-6077	主たる事務所 所在地・TEL	大分県中津市大字永添955番地の1 TEL(0979)22-1967
	商号又は名称	有限会社 中津リアルエステートセンター	商号又は名称	株式会社 ワールド九州
	代表者の氏名	代表取締役 長野 修士	代表者の氏名	代表取締役 藤本 敬博
	免許証番号	大分県知事(6)第2472号	免許証番号	大分県知事(3)第3004号
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 士	氏名		氏名	
	登録番号	(福岡県知事) 第 号	登録番号	(福岡県)第 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社 中津リアルエステートセンター	業務に従事する 事務所名	株式会社 ワールド九州 代表取締役 藤本 敬博
	事務所所在地 TEL	大分県中津市豊田町3丁目9-3 0979-23-6077	事務所所在地 TEL	大分県中津市大字永添955番地の1 TEL(0979)22-1967
取引 態様	媒介		媒介	
供 託 所 等 に 関 す る 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		公益社団法人不動産保証協会	
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		東京都千代田区紀尾井町3番30号 全日会館	
	所属地方本部の名称及び所在地		公益社団法人不動産保証協会大分県本部	
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会大分本部 大分県大分市顕徳町2丁目4番15号		大分県大分市新町19番1号 全日会館	
弁済業務保証金の供託所及び所在地		東京法務局		
東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎		

貸主の表示

貸主の住所・氏名	住所 大分市賀来南一丁目1番85号（貸主代理）中津市豊田町3丁目9-3
	氏名 有限会社 藤博商事 （貸主代氏名）（有）中津リアルエステートセンター Tel.0979-23-6077

建物の表示

名称	FUJIHIRO.Bld N 1階 103号室		
所在地	（住居表示）大分県中津市大字一ツ松179番地7		
	（登記簿）大分県中津市大字一ツ松字枳野179番地7		
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所		
構造	軽量鉄骨造鋼板葺2階建		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗・事務所・倉庫・居宅	新築年月	平成5年6月
床面積	103号室：44.95㎡	備考	家屋番号：179番7
附属設	無		

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項等（令和5年3月24日現在）

詳細は別添の登記事項証明書等参照。

権利部（甲区）	名義人	住所	大分市賀来南一丁目1番85号
		氏名	有限会社 藤博商事
	所有権にかかる権利に関する事項（ <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無）	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> （ ）	
権利部（乙区）	所有権以外の権利に関する事項（ <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無）	<input type="checkbox"/> 抵当権 <input checked="" type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> （ ） 原因 令和3年11月18日設定 極度額 金9,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大分市賀来南一丁目1番85号（有）藤博商事 根抵当権者 大分市府内町三丁目4番1号大分銀行/取扱店 賀来支店 共担目録 目録（こ）第975号	

登記名義人と貸主が 同じ・異なる→理由：転貸借・相続・

- 備考
1. 建物が競売にかかり、落札された場合は、借主は、買受人に対し、建物を明渡さなければなりません。（更新時期と競売開始・落札時期の前後には関係なく、明渡さなければなりません。）
 2. 上記1の明渡しについては、6ヶ月間の猶予期間が与えられており、落札後即座の明渡しが義務づけられている訳ではありません。（この猶予期間中は、当然に賃料相当額を買受人に支払う必要があり、1ヶ月以上支払いを怠った場合は、明渡しの猶予期間は認められなくなりますのでご注意ください。）
 3. 建物が競売にかかり、落札された場合は、敷金・保証金については、買受人に対する返還請求は出来ませんので、ご注意ください。
 4. 建物が競売にかかった場合には、裁判所の命令に基づいて、執行官が居室内部等の建物内部を調査します。（借主の同意は不要とされています。）見学が実施される際は、執行官の支持に従ってください。
 5. 買受人の意向により、買受人との賃貸借契約が締結された場合には、居住が継続できることもあります。

2 法令に基づく制限の概要等

法令名 制限 <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 32 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 新都市基盤整備法 51 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 流通業務市街地の整備に関する法律 38 条 1 項の制限			
制限の内容	※都市計画道路南側：宮永 金手線 W=16m 実施日は未定 (西側 4~7M 拡幅工事にかかる予定) ※中津市立地適正化計画 (住居誘導区域内) ※中津市景観計画 ①大規模な行為等届出地区 (市全域) ※埋蔵文化財包蔵有無 遺跡範囲内 (沖代地区条里跡)			
当該建物の存する 地域	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明 <input type="checkbox"/> 未指定	
	都市計画法・建築基準法	都市計画区域	内	未線引き
		区域区分	外	
	<input type="checkbox"/> 資料参照	用途地域	第二種中高層住居専用地域	
都市計画施設の区域		<input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内		
備考				

※店舗、事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

3 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面 (水害ハザードマップ) における当該建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水 <input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称：中津市防災マップ <input type="checkbox"/> 無 (照会先：中津市) 雨水出水 (内水) <input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称：内水ハザードマップ <input type="checkbox"/> 無 (照会先：中津市) 高潮 <input checked="" type="checkbox"/> 有 図面名称：中津市高潮ハザードマップ <input type="checkbox"/> 無 (照会先：中津市)
水害ハザードマップにおける建物の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する図面 (ハザードマップ) における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。 大分県中津市大字一ツ松 179 番地 7
備考	・ハザードマップの詳細については中津市役所ホームページ参照 ・大分県津波浸水想定 (大分県) 市町村別 中津市 添付

4 建物建築の工事完了時における形状・構造等 (未完成物件のとき)

本物件は未完成物件に <input type="checkbox"/> 該当します。(※資料にて完成時の形状を説明します。) <input type="checkbox"/> 該当しません。

5 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。 <input type="checkbox"/> 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 管理業者（㈲中津リアルエステートセンター） <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合） <input type="checkbox"/> 施工会社 【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・石綿使用調査結果の記録（調査年月日 年 月 日） ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （石綿の使用が有る場合）石綿が使用されている箇所 _____
備考	築年月：平成5年6月

6 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。 <input type="checkbox"/> 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 管理業者（㈲中津リアルエステートセンター） <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合） 【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 <input type="checkbox"/> 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備考	説明対象外 築年月：平成5年6月

※当該建物の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

（ 建築確認通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。
 ・居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
 ・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。 ）

7 建物状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）

建物状況調査の実施の有無 （1年以内に実施している場合※）	<input type="checkbox"/> 有（別添「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」参照） <input type="checkbox"/> 無 【照会先】 <input type="checkbox"/> 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 管理業者（㈲中津リアルエステートセンター） <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合）
備考	

※ 既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがあある場合、説明します。

8 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	私営 / 水道料定額 / 貸主管理 開栓の手続記は不要
②	電気	<input checked="" type="checkbox"/> 小売電気事業者：九州電力(株)中津営業所 (住所) 中津市中央町一丁目2番5号 (電話) 0120-761-376 [容量] 40アンペア / [メーター] 専用
③	ガス	<input checked="" type="checkbox"/> ガス会社：(株)ダイプロ北部販売 (住所) 中津市東浜1128-20 (電話) 0979-22-0615 LPG / [メーター] 専用
④	排水	浄化槽 / 貸主管理 開栓の手続きは不要
備考		② 供給地点特定No.09-0000-63792-2657-0000-0000/前ビル名 服部第5ビル 電気電灯：No.2225 190 (動力：No.5275 790) ②、③は電話で開栓下さい。③は契約時保証金が必要な場合があります。

9 建物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

①	台所	無 / 換気扇
③	トイレ	無 / INAX(便器)温水洗浄便座 (TOSHIBA SCST160) タオル掛・換気扇
③	浴室	無
④	シャワー	無
⑤	洗面所	無
⑥	給湯	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑦	コンロ	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑧	エアコン	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑨	照明器具	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑩	電話設置	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑪	インターネット回線	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑫	共聴設備	[TVアンテナ] 無
⑬	エレベーター	無
⑭	駐車場	有 / 玄関前2台駐車可 (駐車場0円)
⑮	駐輪場	無
⑯	専用庭	無
⑰	シャッター	有
備考		※本物件の設備は前居者様残置物です。使用状況は不明です。

(注) 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

II 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額金74,800円 (内消費税相当額金6,800円)	管理費 (共益費)	月額金5,000円 (消費税込)	敷金	0円
保証料	契約時 金84,800円	家財 保険料	円	礼金	月額金149,600円 (内消費税相当額金13,600円)
鍵交換代 2ヶ所	金22,000円 (内消費税相当額2,000円)	仲介手数料	金74,800円 (内消費税相当額6,800円)	水道料 定額	月額5,000円 (消費税込)
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日までに		賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落	
備考	※振込手数料は借主負担 ※町内会費は借主負担 ※税法の改正により消費税の税率が変動した場合、改正以降については、変動後の税率により計算 月額賃料等を支払うものとする。				

2 契約の解除に関する事項

<input checked="" type="checkbox"/> 賃料を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることがあります。 <input checked="" type="checkbox"/> 借主は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。 <input checked="" type="checkbox"/> 借主が、別添契約書第(11)条に該当したとき、契約を解除されることがあります。 <input type="checkbox"/>
※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

<input checked="" type="checkbox"/> 有(1年未満退去解約の場合は短期違約金家賃1ヶ月分発生) <input type="checkbox"/> 無
--

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	<input checked="" type="checkbox"/> 講じません。・ <input type="checkbox"/> 講じます。(保全措置を行う機関：)
--------------	---

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	普通借家契約
期間	令和5年4月24日 から 令和7年4月23日まで(2年間 自動更新)
目的物件の引渡し時期	令和5年4月24日
更新	<input checked="" type="checkbox"/> 普通借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約期間満了時において、貸主、借主のいずれか一方により何等かの申し出が無いときには、本契約は同一条件で更新されたものとし、 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約することはできません)。
備考	1. 貸主又は借主が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でさらに2年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。 2. 期間満了と同時に契約を終了させようとする場合は、貸主は6ヶ月前迄に借主は3ヶ月前迄にその旨を書面により通知しなければ、ならない。

6 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	事業用
契約の方式	公正証書に： <input type="checkbox"/> しません。・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担：
契約の内容	本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
	<input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 <input type="checkbox"/> [中途解約権について] 中途解約権の内容については、契約書（案）第 条のとおりです。
備考	

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所)
利用の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 禁止又は制限される行為については、別添契約書第8条のとおりです。 <input type="checkbox"/> その他規約等の定め () <input type="checkbox"/>

8 敷金・保証金等の清算に関する事項

※敷金の預かり金はありません。

9 管理の委託先

取引対象物件が区分所有建物の場合、その建物一棟の管理の委託先	氏名(商号又は名称) 住所(主たる事務所の所在地)	
	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 () 第 号
貸主等が取引対象部分の管理を委託している場合、その委託先	氏名(商号又は名称) 住所(主たる事務所の所在地)	有限会社 中津リアルエステートセンター 大分県中津市豊田町3丁目9-3 Tel.0979-23-6077
	管理担当者	氏名 XXXXXXXXXX 賃貸不動産経営管理士登録番号() ※(一社)賃貸不動産経営管理士協会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
	「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 (01) 第005328号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	No.09812

10 建物敷地が借地の場合 (該当□する・☑しない)

賃貸借契約書の有無		
借地権の内容	種類	
	期限	令和 年 月 日迄
	その他	□賃貸借契約書参照 □ ()
備考		

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

<input type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書 (案)	<input type="checkbox"/> 6.
<input checked="" type="checkbox"/> 2. ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 7.
<input type="checkbox"/> 3.	<input type="checkbox"/> 8.
<input type="checkbox"/> 4.	<input type="checkbox"/> 9.
<input type="checkbox"/> 5.	<input type="checkbox"/> 10.

2 その他

1. 本契約は現況有姿賃貸とする。
内装等は借主負担にて行う事とし、貸主へ書面にて提出の上、貸主の了承後工事を行う事。
※退去時借主が変更した内装工事等は原状回復後貸主へ引き渡す事。
2. 借主 (乙) が自動車保管場所使用承諾書を必要とする時は、発行事務手数料として3,000円 (税別) を貸主 (甲) に支払うものとする。
3. 礼金は、契約終了の如何を問わず、返還されない。
4. 本契約の期間満了、中途解約、解約に伴う建物の明け渡しを行う際、借主は、設置した造作、その他の借主所有の物を自己の費用をもって収去し、原状に復し明け渡すものとする。借主が遅滞なく原状回復の処理を行わなかった場合、貸主は借主に代わってこれを行い、収去した物を任意に処分する事が出来るものとし、借主は、これに対し異議申し立てしないほか、貸主がその処分の為に要した費用を負担しなければならない。本物件明け渡しに際し、移転料、立退料等の請求並びに、貸主の承諾なくして付加した造作物その他について、買取請求をしてはならない。
5. 賃借人の故意過失・重大な過失により発生した修繕の費用及び明け渡しの残置物にかかる費用が発生する場合は、別途請求するものとする。
6. 本物件に備え付けの備品は無償貸与とする。但し電球交換、修理は借主にて行う事。
7. 看板について、無償貸与にて使用可。玄関 (入口上) は借主負担。尚退去時には、白地に戻し、修理等が必要な場合は借主負担にて行う事。
8. 借主の使用に係る営業設備・付帯設備・電話機・通信手段等に起因する損害については、貸主 (貸主代理)・管理会社・仲介業者は一切責任を負わない事とする。
9. 火災・水害・盗難・停電・通信回路の不具合、設備の故障による乙の損害について貸主 (貸主代理)、管理会社はその責を負わないものとする。貸主 (貸主代理)、管理会社は営業が出来ない期間の営業補償等の支払いはしません。
10. 契約期間中、火災保険 (借家人賠償保険付き) は借主にて加入を条件とする。
11. 1年未満退去の場合は短期違約金として家賃1ヶ月相当額を借主は支払う事とする。
12. 借主は本物件の明け渡しに際し、必要費、有益費の償還請求又立ち退き料、営業補償金の一切の請求をしない。
13. 保証会社の貸主に対する弁済が行われても、本契約上は家賃滞納状態であり、借主は期限の利益を損じたものとみなす。よって、保証会社の貸主に対する弁済は、本契約の解除要件を妨げるものではない。

14. 営業についての許可申請は借主にて行う事。尚費用負担も借主とする。

15. ゴミ処分についてテナントで発生するゴミは借主が中津市指定業者と直接締結しゴミ処分を行う事。収集費用（ゴミ箱）は借主負担とする。

16. 駐車場内における車両の管理、及び第三者の無断駐車については乙の責任にて行うものとする。
なお、事故、盗難、物損、除雪、落雷、浸水等による損害に関して甲は一切その責任を負わないものとし、乙は個人の損害保険等で対応しなければならない。

17. 乙は特に以下の行為を行ってはならない。

本物件の使用にあたり、近隣住民から甲に苦情の申し入れがなされる程度の騒音、振動若しくは悪臭を発生させ、粗野・乱暴若しくは卑猥な言動を行い、又は乙及び本物件の利用者の言動を制御するために警察の出動要請を受ける など、本物件の同建物内の住民及び近隣住民（テナント）の生活の平穏を害すような行為を行うこと。

前項に反する場合においては、甲は何らの催告なく本契約を解除することができる。

以下余白

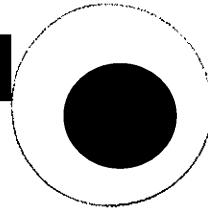
頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和 5 年 4 月 24 日

借主 (住所)

(氏名)

吉村尚久



		第7695号	
3	根抵当権設定	令和3年11月18日 第7697号	原因 令和3年11月18日設定 極度額 金9,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大分市賀来南一丁目1番85号 有 限 会 社 藤 博 商 事 根抵当権者 大分市府内町三丁目4番1号 株式会社大分銀行 (取扱店 賀来支店) 共同担保 目録(イ)第975号

2023/03/24 11:51 現在の情報です。



表 題 部 (主である建物の表示)	調製	平成16年8月30日	不動産番号	3205000275470
所在図番号	[余白]			
所 在	中津市大字一ツ松字枳野 179番地7 [余白]			
家屋番号	179番7 [余白]			
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗 事務所 倉庫 住宅	軽鉄骨造鋼板葺2階建	1階 322.10 2階 380.08 ...	平成5年6月15日新築	
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月30日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成5年7月1日 第7290号	所有者 宇佐市大字四日市1354番地の7 服部末俊 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所、氏名変更	令和3年6月28日 第4598号	原因 令和2年6月5日住所移転 令和2年9月5日相続人不存在 登記名義人 大分県宇佐市大字葛原772番地の1コスモスコーポ209号 亡服部末俊相続財産
2.	差押	平成13年8月27日 第7148号	原因 平成13年8月27日差押 債権者 中津市 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月30日
3.	差押	平成19年9月3日 第6371号	原因 平成19年8月30日大分地方裁判所中津支部担保不動産競売開始決定 債権者 大分市中島西二丁目4番1号 大分県信用組合
4	3番差押登記抹消	平成19年9月25日 第6939号	原因 平成19年9月20日取下
5	2番差押登記抹消	平成28年4月13日 第2560号	原因 平成28年4月13日解除
6	所有権移転	令和3年11月18日 第7696号	原因 令和3年11月18日売買 所有者 大分市賀来南一丁目1番85号 有限会社藤博商事

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成5年7月1日 第7292号	原因 平成5年7月1日設定 極度額 金1億9,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 宇佐市大字四日市1354番地の7 服部末俊 根抵当権者 大分市中島西二丁目4番1号 大分県信用組合 共同担保 目録(イ)第4100号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	令和1年5月10日 第2737号	原因 平成31年4月18日債権譲渡 根抵当権者 東京都千代田区九段北二丁目13番5号 あおぞら債権回収株式会社
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月30日
2	1番根抵当権抹消	令和3年11月18日	原因 令和3年11月18日解除

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主代理 有限会社中津リアルエステートセンター(以下「甲」という。)と借主 吉村尚久(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	FUJIHIRO.Bld N 1階 103 号室		
	所 在 地	(住居表示)大分県中津市大字一ツ松179番地7		
		(登記簿) 大分県中津市大字一ツ松字枳野179番地7		
	構 造	軽量鉄骨造/鋼板葺/(2)階建/全(13)戸		
	種 類	店舗・事務所・倉庫・居宅	新築年 月	平成5年6月
面 積	103号室44.95㎡	建物合計 面積	1階322.10㎡2階380.08㎡合計702.18㎡	
附 属 施 設	無	家屋番号 : 179番7		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年4月24日 から 2025年4月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2023年4月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額金 74,800 円 (内消費税相当額金 6,800 円)	共益費	月額金 5,000 円 (消費税込円)
家 財 保険料	(2年間) 21,120 円	水道料	定額 月額金 5,000 円 (消費税込円)
保証料	初回 : 金 84,800 円 (内消費税相当額金 6,800 円)	礼 金	金 149,600 円 (内消費税相当額金 13,600 円)
鍵交換代	2ヶ所 22,000 円 (内消費税相当額 2,000 円)	仲介手数料	金 74,800 円 (内消費税相当額 6,800 円)
その他の条件	町内会費 : 借主負担		
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED] (有) 中津リアルエステートセンター	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

※振込手数料借主負担

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	有限会社 藤博商事 (貸主代理) 有限会社中津リアルエステートセンター
	住所	大分市賀来南一丁目1番85号 (貸主代理) 中津市豊田町3丁目9-3

管理業者	商号又は名称	有限会社 中津リアルエステートセンター
所在地	大分県中津市豊田町3丁目9-3	TEL 0979-23-6077
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣(01)第005328号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		No.09812 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	
	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	株式会社 アルファ
		主たる事務所の所在地	鹿児島県 鹿児島市 照国町15番15号
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第32号

頭書(8) 更新に関する事項

- 貸主又は借主が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でさらに2年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。
 - 期間満了と同時に契約を終了させようとする場合は、貸主は6ヶ月前迄に借主は3ヶ月前迄にその旨を書面により通知しなければならない。
- 一般借家契約では、更新することができます。但し貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約は現況有姿賃貸とする。
内装等は借主負担にて行う事とし、貸主へ書面にて提出の上、貸主の了承後工事を行う事。
※退去時借主が変更した内装工事等は原状回復後貸主へ引き渡しする事。
2. 借主(乙)が自動車保管場所使用承諾書を必要とする時は、発行事務手数料として3,000円(税別)を貸主(甲)に支払うものとする。
3. 礼金は、契約終了の如何を問わず、返還されない。
4. 本契約の期間満了、中途解約、解約に伴う建物の明け渡しを行う際、借主は、設置した造作、その他の借主所有の物を自己の費用をもって収去し、原状に復し明け渡すものとする。借主が遅滞なく原状回復の処理を行わなかった場合、貸主は借主に代わってこれを行い、収去した物を任意に処分する事が出来るものとし、借主は、これに対し異議申し立てしないほか、貸主がその処分の為に要した費用を負担しなければならない。本物件明け渡しに際し、移転料、立退料等の請求並びに、貸主の承諾なくして付加した造作物その他について、買取請求をしてはならない。
5. 賃借人の故意過失・重大な過失により発生した修繕の費用及び明け渡しの残置物にかかる費用が発生する場合は、別途請求するものとする。
6. 本物件に備え付けの備品は無償貸与とする。但し電球交換、修理は借主にて行う事。
7. 看板について、無償貸与にて使用可。玄関(入口上)は借主負担。尚退去時には、白地に戻し、修理等が必要な場合は借主負担にて行う事。
8. 借主の使用に係る営業設備・付帯設備・電話機・通信手段等に起因する損害については、貸主(貸主代理)・管理会社・仲介業者は一切責任を負わない事とする。
9. 火災・水害・盗難・停電・通信回路の不具合、設備の故障による乙の損害について貸主(貸主代理)、管理会社はその責を負わないものとする。貸主(貸主代理)、管理会社は営業が出来ない期間の営業補償等の支払いはしません。
10. 契約期間中、火災保険(借家人賠償保険付き)は借主にて加入を条件とする。
11. 1年未満退去の場合は短期違約金として家賃1ヶ月相当額を借主は支払う事とする。
12. 借主は本物件の明け渡しに際し、必要費、有益費の償還請求又立ち退き料、営業補償金の一切の請求をしない。
13. 保証会社の貸主に対する弁済が行われても、本契約上は家賃滞納状態であり、借主は期限の利益を損したものとみなす。よって、保証会社の貸主に対する弁済は、本契約の解除要件を妨げるものではない。
14. 営業についての許可申請は借主にて行う事。尚費用負担も借主とする。
15. ゴミ処分についてテナントで発生するゴミは借主が中津市指定業者と直接締結しゴミ処分を行う事。収集費用(ゴミ箱)は借主負担とする。
16. 駐車場内における車両の管理、及び第三者の無断駐車の実除については乙の責任にて行うものとする。
なお、事故、盗難、物損、除雪、落雷、浸水等による損害に関して甲は一切その責任を負わないものとし、乙は個人の損害保険等で対応しなければならない。
17. 乙は特に以下の行為を行ってはならない。
本物件の使用にあたり、近隣住民から甲に苦情の申し入れがなされる程度の騒音、振動若しくは悪臭を発生させ、粗野・乱暴若しくは卑猥な言動を行い、又は乙及び本物件の利用者の言動を制御するために警察の出動要請を受ける など、本物件の同建物内の住民及び近隣住民(テナント)の生活の平穩を害するような行為を行うこと
前項に反する場合には、甲は何らの催告なく本契約を解除することができる。
以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、貸主、借主双方各1通を保有する。

2023年 4月 24日

甲・貸主 代 理	氏名	有限会社 中津リアルエステートセンター	TEL	0979-23-6077
	住所	大分県中津市豊田町3丁目9-3		
乙・借主	氏名	吉村尚久	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
丙・ 連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
	極度額	[REDACTED]		

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	大分県中津市豊田町3丁目9-3 0979-23-6077
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社 中津リアルエステートセンター 代表取締役 長野修士
宅地建物取引士	主たる事務所 所在地・TEL	大分県中津市大字永添955番地の1 TEL(0979)22-1967
	商号又は名称 代表者の氏名	株式会社 ワールド九州 代表取締役 藤本敬博
	免許証番号	大分県知事 [REDACTED] 号
	氏 名	[REDACTED]
	登録番号	(福岡県知事) 第 [REDACTED] 号
	業務に従事する 事務所名	有限会社 中津リアルエステートセンター
	業務に従事する 事務所名	株式会社 ワールド九州 代表取締役 藤本敬博
	事務所所在地 TEL	大分県中津市豊田町3丁目9-3 0979-23-6077
	事務所所在地 TEL	大分県中津市大字永添955番地の1 TEL(0979)22-1967

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)第6条(A) 抹消

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

- には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)第6条 (B) 抹消

- 第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。貸主指定業者有り。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

- ウ 乙又は丙が死亡したとき
- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
- 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する
- ア 乙の財産及び収支の状況
- イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

【特殊詐欺等の根絶に関する賃貸借契約特約条項】

第1条 借主（乙）は、貸主（甲）に対し、本物件を特殊詐欺等（大分県特殊詐欺等被害防止条例第2条に規定する特殊詐欺等をいう。）の用に供するものではないことを誓約し、かつ将来にわたっても特殊詐欺等の用に供しないことを確約する。

第2条 乙は、本物件を特殊詐欺等の用に供してはならない。

第3条 甲は、本物件が特殊詐欺等の用に供されていることが判明した場合、乙に催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償しない補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

【資料】大分県特殊詐欺等被害防止条例 第2条
(定義)

第2条 この条例において「特殊詐欺等」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（同法第246条の2の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者（以下この条において「相手方」という。）を電話、郵便その他の通信手段（以下この条において「電話等」という。）を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの

(2) 窃盗（刑法第235条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等により対面することなく欺き、相手方の住居等に赴いて相手方と接触し、隙を見て財物を窃取するもの

(3) 強盗（刑法第236条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等により対面することなく欺き、在宅状況、資産状況、世帯人数等を確認した上、相手方の住居等に赴き、暴行又は脅迫を用いて財物を強取するもの

(4) 恐喝（刑法249条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等により対面することなく欺き、併せて脅迫を用いて畏怖させ、第1号の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの

誓約書

1. 私(弊社)は、借用しようとする建物(物件)であるFUJIHIRO.Bld N103号室を大分特殊詐欺等被害防止条例(令和元年大分県条例37号)第2条に規定する特殊詐欺等に使用しないことを誓約します。
2. 私(弊社)が入居後に借用している建物(物件)を、特殊詐欺等の用に供していることが判明した場合には、借用している建物(物件)を直ちに明け渡すことを誓約します。

貸主 有限会社 藤博商事 様

貸主 代理(有)中津リアルエステートセンター 様

住所

氏名 吉村尚久

個人情報の取り扱いについて（賃貸借契約編）

当社は今後お客様との不動産取引に関し、下記書類を必要に応じてご提出頂くこととなります。

下記書類に記載されたお客様の個人情報は、下記一覧表記載のとおり利用するほか、次の目的で利用致します。

1. 不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること、賃貸借契約（連帯保証契約を含む）、媒介契約、管理委託契約等を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること
 2. 不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること
 3. 1,2の目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方及び貸し希望者・借り希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・広告会社、融資に関わる金融機関、登記・評価等に関わる司法書士・不動産鑑定士その他専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること
- なお、契約の相手方探索のために指定流通機構に対して物件情報を提供する場合及び指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。

- (1) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知致します。
- (2) 指定流通機構は、物件情報及び成約情報(成約情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、物件の概要・契約年月日・成約価格などの情報で構成されています)を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供することなどの宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。

①提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。 ②提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。 ③ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

4. 上記1及び2の役務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること
5. お客様からのお問い合わせに応じるため及び4の目的を達成するために必要に応じて保管すること
6. 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として及びその資料として保管すること
7. 不動産の賃貸借等に関する価格査定を行うこと

なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。

①提供される情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格などの項目です。
②提供は、書面、電子メール等の手段で行います。 ③ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

8. 市場動向分析を行うこと

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
お客様受付カード等資料からの資料請求フォーム	お客様の情報や希望条件を記入して頂き、希望に合った物件を紹介するため
賃貸物件調査依頼状	貸主からの物件の媒介または管理を依頼されたときに、当該物件につき情報を得、整理しておくため
登記簿、測量図、公図、図面、写真、間取り図	当該物件の権利関係、状況、隣地、境界、位置関係、面積等を明確にするため
顧客物件台帳	媒介または管理を依頼された物件を、顧客ごとに整理しておくため
依頼物件の戸別賃貸条件	個別の物件ごとに賃貸条件を整理し、入居希望者に対し適切な情報提供をできるようにするため
入居申込書	入居希望者に契約申込の意思表示をしてもらうため
公的身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の入居資格に関する参考資料	貸主に対し、入居希望者についての情報を提供し、貸主が契約締結を判断するため
重要事項説明書	宅地建物取引業法第35条に定める重要事項を説明するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存
賃貸借契約書	不動産取引における当事者の契約関係を明確にするともに宅地建物取引業法第37条に定める書面を交付するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存
連帯保証人引受承諾書	連帯保証人が特定の賃貸借契約につき、連帯保証する意思があることを明らかにするため
退去時の物件状況及び原状回復確認リスト	入退去時に、物件の状況を確認するため
鍵受領書	借主に鍵を渡したことを証明するため
月次報告書	貸主に対し、物件の管理状況を報告するため
賃貸借契約締結に関わる代行処理依頼書	賃貸借契約の場に貸主が出席しない場合、宅地建物取引主任者が使者となり、貸主を代行して契約を締結するため
賃料等収納状況表	賃料等の収納状況について貸主に報告するため
賃料等収納金の送金について	領収した賃料等について、貸主への送金報告のため
家賃未払いのお知らせ	家賃等滞納につき、借主にお知らせ、支払いをうながすため
家賃滞納督促	家賃未払いのお知らせでも賃料の滞納が改善されない場合に、借主に催告するため
賃料支払い確約書	借主に滞納家賃の支払いを約束してもらうため
賃貸借契約解除通知書	契約期間中に貸主あるいは借主の都合により賃貸借契約を終了させるため
期間満了・更新のお知らせ	契約期間が満了するにあたり、貸主側で契約更新をしてもよいと考えている場合、借主の意向を確認するため
退去案内通知	退去手続きが円滑にいくように、借主に対し、退去の際の手引きとして案内するため
滞納賃料返還合意書	退去時の修繕、原状回復費用を合意するため
敷金精算証明書	敷金返還の際に精算内容を明らかにするため
定期借家の説明書	定期建物賃貸借契約の場合で、契約締結前に貸主から借主に対し説明をするため
定期借家終了についての通知	定期建物賃貸借契約で、期間満了の1年前から6ヶ月前までに貸主から借主に対し通知するため
管理委託契約書	貸主が当社に対し不動産の管理を委託するため
賃貸媒介・代理契約書	貸主が当社に対し目的物件の媒介または代理を依頼するため

2023年 4月 24日

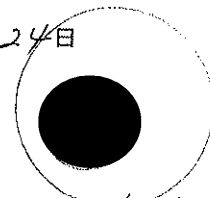
借主（乙）

住所：



氏名：

吉村尚久



整理番号	5-1
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分米良 23年 5月 8日 9時18分 <hr/> 通行料金 ¥1,460- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A22305-085532-336820 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分米良 料金所(至) 宇佐 23年 5月 8日 13時 5分 <hr/> 通行料金 ¥1,460- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A22305-085542-317422 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
---	---

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2920 円) - (円) =2920円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2920 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	5-2
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 39316

志村 尚久事務所様

5年 5月 17日

金額	¥ 137,500
----	-----------

内 消費税等 但 パソコン購入費
上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>	
小切手	<input type="checkbox"/>	

友
有限会社
代表取締役 佐 二
〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松179-1
TEL 0979 (23) 4343



事業名、用途及び内容等

パソコン購入費用

対象経費 (137500 円) - (円) = 137500円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (137500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	5-3
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 5月22日 8時38分	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 5月22日 11時57分
通行料金 ￥1,290-	通行料金 ￥1,290-
(ETCゲート) 車種 5	(ETCゲート) 車種 5
取扱番号 A04305-226124-651626 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	取扱番号 A04305-226135-150527 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>

事業名、用途及び内容等

ETC利用料
対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	5-4
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

吉村尚久事務所 様 No.

金額

7,848.00

内 訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

但 703,111.80 814M 100 6002671-12

2008年 5月 03日 上記正に領収いたしました

〒871-0058 大分県中津市豊田町2-0-2

有限会社中津アルエステート

代表取締役 長 野 修



GR1613

事業名、用途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料
6月分

対象経費 (84800 円) - (円) =84800円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (42400 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	5-5
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

00 21B 184265 23 5 領 収 証

一ツ松 179-7
 FUJIHIROビル103
 吉村 尚久 事務所 様

品名	数量	単価	金額	合計金額
* 朝日新聞	1	4,000	4,000	6,623
農業新聞集金	1	2,623	2,623	

中山新聞販売店
 代表 中山 泰志
 中津市上宮永町2丁目147-1
 TEL 22-2714



*軽減税率対象品目（20%税率）に該当するかどうかは、申請者様
 8%対象 4,000円（ 296円）
 10%対象 2,623円（ 238円）

※領収日：5月26日

事業名、用途及び内容等

新聞購読料（5月分）
 朝日新聞、農業新聞
 対象経費 （ 6623 円） - （ 円） =6623円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1 ）
 あん分による政務活動費の支出額 （ 6623 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

大分県議会議長 殿

令和 5 年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 県民クラブ

議員名 吉村 尚久

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				令和2年11月	令和5年11月11日	18km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

- 注1 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。
なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン10当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 吉村 尚久

【令和 5 年 5 月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
計		0 …①		
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	42, 435 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	44, 629 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	2, 194 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	428 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0. 1950	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	0 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第 4 位 (小数点第 5 位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年5月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考	
			目的地1	目的地2	目的地3				
8	教育(学校現場)を取り巻く情勢と課題解決に向けての県議による意見交換会	自宅	大分市下郡 (県教育会館)			自宅	156 km		
10	校舎(施設)視察及び授業見学、意見交換	自宅	玖珠郡玖珠町 (玖珠町立くす 星翔中学校)			自宅	94 km		
22	令和5年度第2回定例会における意見書提出に係わっての県議による意見交換会	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km		
30	授業視察、施設見学及び耶馬溪校の存続のための学校長との意見交換	自宅	中津市耶馬溪町 (大分県立中津 南高校耶馬溪 校)			自宅	40 km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
計								428 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 県民クラブ
議員名 吉村 尚久

整理番号 6-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 39335

志村尚久事務所 様

5年6月9日

金額 7946

内 但 上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>	
小切手		

有限会社 友
代表取締役 尾 祐 二
〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松179-1
TEL.0979 (23) 4343

領収証

No. 39336

志村尚久事務所 様

5年6月9日

金額 75610

内 但 上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>	
小切手		

有限会社 友
代表取締役 尾 祐 二
〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松179-1
TEL.0979 (23) 4343

事業名、用途及び内容等

文具購入費
コピー用紙、ホッチキス代
対象経費 (6556 円) - (円) =6556円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)
あん分による政務活動費の支出額 (3278 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	6-2
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 6月15日 9時19分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A02306-154616-407617 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 6月15日 13時25分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A02306-154819-560519 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
--	--

事業名、用途及び内容等

ETC利用料
 対象経費 (2580 円) - (円) =2580円







あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	6-3				
領収書その他の証拠書類の添付欄					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 6月19日 9時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A02306-195366-023419 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> </td> <td style="width: 50%; padding: 10px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 6月19日 14時46分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A02306-195621-786610 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p> </td> </tr> </table>				<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 6月19日 9時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A02306-195366-023419 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 6月19日 14時46分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A02306-195621-786610 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 6月19日 9時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A02306-195366-023419 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 6月19日 14時46分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A02306-195621-786610 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>				
事業名、用途及び内容等					
ETC利用料					
対象経費 (2580 円) - (円) =2580円					
あん分による充当の場合					
あん分の率 (1)					
あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)					
一部のみ打切り充当した場合					
政務活動費の支出額 (円)					

整理番号	6-4
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
大分県議会選 吉村
尚久 様

お客様番号
4910-2393-76220

2023年 6月ご請求分

金額(円)
¥12,543-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印

個人印紙貼付欄
(金融機関・CVS等)→お客様

※領収日：6月24日

事業名、使途及び内容等

固定電話・インターネット料金
5月分

対象経費 (11773 円) - (円) = 11773円

※インターネットプロバイダ料(ぷらら)は4月分のため対象外
12543円 - 770円 = 11773円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (5886 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

6-6

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 6月26日 9時25分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A01306-265701-548917 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 安心院 23年 6月26日 13時29分 <hr/> 通行料金 ¥1,030- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A01306-265885-679918 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
--	---

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2320 円) - (円) =2320円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2320 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

6-7

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 6月28日 9時 7分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A03306-285535-157913 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 6月28日 14時32分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A03306-285782-351615 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	--

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 6-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

00 21B 184265 23 6 領 収 証
 一ツ松 179-7
 FUJIHIROビル103
 吉村 尚久 事務所 様

品名	数量	単価	金額	合計金額
* 朝日新聞	1	4,000	4,000	6,623
農業新聞集金	1	2,623	2,623	

中山新聞販売店
 代表 中山 泰志
 伊津市上宮永町2丁目147-1
 TEL 22-2714



軽減税率対象品目 (内、消費税) ご精算ありがとうございます、事後請求
 8%対象 4,000円 (296円)
 10%対象 2,623円 (238円) クレジットカードでの決済が可能です。
上記品目別・数量は消費税等賦課対象品目として記載しております。

※領収日：6月29日

事業名、用途及び内容等

新聞購読料 (6月分)
 朝日新聞、農業新聞
 対象経費 (6623 円) - (円) =6623円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (6623 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

6-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 別府 23年 6月30日 11時26分 <hr/> 通行料金 ¥970- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A01306-306520-164013 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 速見 料金所(至) 宇佐 23年 6月30日 19時42分 <hr/> 通行料金 ¥580- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A01306-306907-071419 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
---	--

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (1550 円) - (円) =1550円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (1550 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

6-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）

Web発行

2023年 7月 7日発行

下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。

吉村 尚久様

（お客さま番号 50-500-000-15-3806519-31）

2023年 6月分（6月30日振替）

領収金額

2,904円

（うち消費税等相当額 264円）

領収金額には以下を含みます。

燃 料 費 等 調 整 額	-72円
再 工 ネ 賦 課 金	121円

（ご使用期間） 5月22日～ 6月20日

（ご使用量） 87kWh

（金融機関） ****

** *****

※ 本証により集金することはありません。

小売電気事業者登録番号A0275

九州電力株式会社

（作成地：福岡市中央区渡辺通2丁目1-82）

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

6月分

対象経費 （ 2904 円） － （ 円） ＝2904円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 0.5 ）

あん分による政務活動費の支出額 （ 1452 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 吉村 尚久

【令和 5 年 6 月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
6月15日	20.26	3,100	株式会社 丸三燃料	①
6月19日	24.18	3,700	株式会社 丸三燃料	②
6月22日	20.51	3,200	株式会社 丸三燃料	③
6月26日	19.21	2,997	株式会社 丸三燃料	④
6月30日	19.04	2,970	株式会社 丸三燃料	⑤
計	/	15,967	…①	/
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	44,629 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	47,204 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	2,575 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	683 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2652	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,234 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第 4 位 (小数点第 5 位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和 5 年 6 月分】

議員名 吉村 尚久

領収書 ①

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 6月 15日(木)
20.26L @153
ガソリン ¥3,100
売上点数 20.26
合 計 ¥3,100
(内消費税 ¥282)
お 預 り ¥3,100
お 釣 約 ¥0
13:44 1400 担当者9

領収書 ②

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 6月 19日(月)
24.18L @153
ガソリン ¥3,700
売上点数 24.18
合 計 ¥3,700
(内消費税 ¥336)
お 預 り ¥10,000
お 釣 約 ¥6,300
8:31 1305 担当者9

領収書 ③

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 6月 22日(木)
20.51L @156
ガソリン ¥3,200
課税売 (10%) ¥3,200
消費税等 (10%) ¥291
売上点数 20.51
合 計 ¥3,200
(内消費税 ¥291)
お 預 り ¥5,200
お 釣 約 ¥2,000
事業者No : 17320001010975
15:23 1426 担当者9

領収書 ④

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 6月 26日(月)
19.21L @156
ガソリン ¥2,997
課税売 (10%) ¥2,997
消費税等 (10%) ¥272
売上点数 19.21
合 計 ¥2,997
(内消費税 ¥272)
お 預 り ¥5,000
お 釣 約 ¥2,003
事業者No : 17320001010975
17:16 1313 担当者9

領収書 ⑤

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 6月 30日(金)
19.04L @156
ガソリン ¥2,970
課税売 (10%) ¥2,970
消費税等 (10%) ¥270
売上点数 19.04
合 計 ¥2,970
(内消費税 ¥270)
お 預 り ¥10,000
お 釣 約 ¥7,030
事業者No : 17320001010975
10:38 1335 担当者9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年6月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考	
			目的地1	目的地2	目的地3				
15	大分県政に係わっての県議による意見交換	自宅	大分市中央町 (ソレイユ)			自宅	134 km		
19	令和5年第2回定例会代表質問の検討・意見交換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km		
26	令和5年第2回定例会代表質問の検討・意見交換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	139 km	安心院IC～宇佐IC間が通行止めのため	
28	令和5年第2回定例会代表質問の検討・意見交換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km		
30	令和5年第2回定例会一般質問の検討・意見交換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	134 km	大雨による通行止め、通常と異なるルートを走行	
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
計								683 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 県民クラブ
議員名 吉村 尚久

領収書等の添付様式

整理番号

7-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 7月 3日 11時10分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥1,290-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A14307-036518-803429 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 7月 3日 15時24分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥1,290-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A14307-036529-937323 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	--

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 7-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはほかのATMで振替、郵便局でお支払いの場合は、金額を教まわすまい。上記以外のお支払いの場合は、切符をいすくまい。

ご請求先氏名
吉村 尚久事務所
吉村 尚久 様

お客様番号
4910-2393-76220

2023年 7月ご請求分

金額(円)
¥12,543-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 印
708/23.7.22

取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、使途及び内容等

固定電話・インターネット料金
6月利用分

対象経費 (12543 円) - (円) =12543円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (6271 円)

一部のみ打切り充当した場合

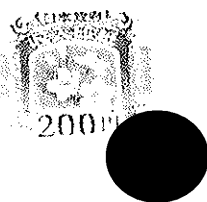
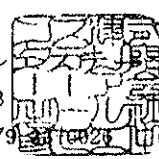
政務活動費の支出額 (円)

整理番号

7-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

	<h2 style="margin: 0;">領 収 証</h2>	No. 03436 令和 5年 7月27日																																																															
吉村 尚久 事務所 様																																																																	
金額		￥84,800-																																																															
内訳																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">物件名</th> <th style="width: 10%;">部 屋</th> <th style="width: 10%;">該当年月</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">税抜金額</th> <th style="width: 10%;">消費税</th> <th style="width: 10%;">税込合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FUJIHIRO. B1d N</td> <td>103</td> <td>2023/08</td> <td>賃貸料</td> <td style="text-align: right;">68,000</td> <td style="text-align: right;">6,800</td> <td style="text-align: right;">74,800</td> </tr> <tr> <td>FUJIHIRO. B1d N</td> <td>103</td> <td>2023/08</td> <td>共益費</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td>FUJIHIRO. B1d N</td> <td>103</td> <td>2023/08</td> <td>定額水道料</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計	FUJIHIRO. B1d N	103	2023/08	賃貸料	68,000	6,800	74,800	FUJIHIRO. B1d N	103	2023/08	共益費	5,000	0	5,000	FUJIHIRO. B1d N	103	2023/08	定額水道料	5,000	0	5,000																																				上記金額を正にお預りいたしました。	
物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計																																																											
FUJIHIRO. B1d N	103	2023/08	賃貸料	68,000	6,800	74,800																																																											
FUJIHIRO. B1d N	103	2023/08	共益費	5,000	0	5,000																																																											
FUJIHIRO. B1d N	103	2023/08	定額水道料	5,000	0	5,000																																																											
有限会社 中津リアル 大分県中津市豊田町3丁目9-3 TEL: 0979-23-6077 FAX: 0979-23-10026																																																																	
		係 印																																																															

事業名、使途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料
8月分

対象経費 (84800 円) - (円) =84800円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (42400 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 7-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

00 21B 184265 23 7 領 収 証
 一ツ松 179-7
 FUJIIHIROビル103
 吉村 尚久 事務所 様

品名	数量	単価	合計金額
* 朝日新聞	1	4,000	6,623
農業新聞集金	1	2,623	

中山新聞販売店
 代表 中山 泰志
 中津市上宮永町2丁目147-1
 TEL 22-2714



* 軽減税率対象品目 (内、消費税) 記載ありがとうございます、手続き簡単
 8%対象 4,000円 (296円)
 10%対象 2,623円 (238円) クレジットカードでのお支払い可能です。

※領収日：7月28日

事業名、用途及び内容等

新聞購読料 (7月分)
 朝日新聞、農業新聞
 対象経費 (6623 円) - (円) =6623円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (6623 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	7-5
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

請求領収書

公益法第11条第1項 No. 18 7001 1000 3179
No. 181598
株式会社 福岡リーゼ

氏名 Name 吉村 尚久		〒812-0858 福岡県福岡市東区 福岡リーゼホテル 〒812-0858 福岡県福岡市東区 2-1-1 TEL:092-641-7741 FAX:092-641-5854 URL: http://www.roosehotel.com/ Mail: rouse@roose-hotel.com	
部屋番号 Room No. 605	人数 大人 1 小人 0	到着日 Arrival 2023/07/30	出発日 Departure 2023/07/31

発行日 2023/07/30
No. 01226199-0000 ResNo. 00156817

日付 Date	摘要 Explanation	数量 Qty	単価 Price	税率 Rate	金額 Charge	対支払 Payment
07/30	朝食付宿泊料金	1	9,100	10	9,100	
	====<消費税内税分		(8,091)	10	(809)	
	====<宿泊税内税分				(200)	
	====<利用日合計				9,100	
税・引・控・等 請求額					9,100	
差引請求額 Balance Due						9,100

領収書の無いものは領収書として見做せられ、
 最終帳簿を請求できません。
 (領収税法第11条)により収入印紙を貼付しません。
 請求額に消費税が加算されております。

事業名、用途及び内容等

ホテル宿泊料
 7/30~7/31宿泊分
 対象経費 (9100 円) - (円) =9100円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (9100 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会 派 名 県民クラブ

日 程	令和 5年 7月 30日（日）～ 令和 5年 7月 31日（月）
場 所	福岡市中央区大名大分県福岡事務所、大分県拠点施設「dot.」
相 手 方	大分県福岡事務所（所長） 大分県拠点施設「dot.」（職員）
参加議員 氏 名	原田孝司、高橋肇、御手洗朋宏、吉村尚久
目的・内容 ・成果等	<p>目的</p> <p>○大分県において、少子化とともに、若者の県外への流出により人口減少が進んでいる中で、U I Jターンなどにより移住定住を促進するため取り組んでいる事業についての効果を検証するために。</p> <p>内容</p> <p>○大分県福岡事務所の取り組みや大分県へのU I Jターンの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は 10 名体制 ・情報発信や県産品の販路の拡大などの取り組み ・今年度の学生において、福岡県から大分県へのUターンは268名 ・昨年度の大分県への移住者1508名のうち、福岡県からは460名 <p>○dot.の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「dot.」は共同事業体「大名MEET」が管理運営をしており、コーヒー等の飲料を提供するカフェスペースや企業と学生等の交流イベントや相談を行う交流スペースがある。 ・来客者数は、1日平均87人。（うちカフェ73人、交流スペース等14人） ・法人会員（169社）については事業所内において、情報案内や施設内動画PRなどの特典がある。 ・個人会員は約4400人で（うち、661人が大分県出身）、1日平均5人の新規会員がある。 ・令和4年度の相談件数は169件。dot.を介した大分県内での就職者数は47人。 ・利用者の声としては、「成長できる自分を感じる」「意識変容につながった」など総じて好評である。 ・市町村の活用事例として、姫島村の「ITアイランド構想交流イベ

	<p>ント」中津市の「市内企業マッチングイベント」などがある。</p> <p>成果</p> <p>○大分県へのU I Jターン、移住・定住、交流人口や関係人口の増をめざして県はもちろんだが、県内各市町村においても取り組みが進められているが、効果的に人口増につながることはなっていない。</p> <p>しかし、今後の大分県を考えると、福岡、大阪、東京などへの大都市圏に一旦は出ても、帰ってこられるようにするためには、いかに働きやすい（特に女性）企業の立地や誘致を進めるかがカギを握っていると思われる。例えば令和4年度、福岡県で学ぶ大分県出身学生4200名のうち女性が2052名であり、約半数いる。この女子大生などをいかに大分県に戻ってこられる環境を作るかが問われている。</p> <p>そのためにも dot.のような拠点施設は非常に効果があると考えます。大分県、各市町村の、より魅力を発信することができる今後の取り組みを期待したい。</p>
--	---

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

領収書等の添付様式

整理番号	7-6
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書 吉村 尚久 様
 Receipt
 領収年月日 2023.-7.30
 金額 ￥7,940
 上記金額に領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (01211 4枚)
 九州旅客鉄道株式会社
 中津駅
 中津駅MV50発行 11212-01
 印紙税申告納
 付につき博多
 税務署承認済

事業名、用途及び内容等

電車代（中津駅⇔博多駅）

対象経費 （ 7940 円） - （ 円） =7940円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1 ）

あん分による政務活動費の支出額 （ 7940 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

整理番号	7-7
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）

Web発行

2023年 8月 8日発行

下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。

吉村 尚久様

（お客さま番号 50-500-000-15-3806519-31）

2023年 7月分（7月31日振替）

領収金額	3,164円	(うち消費税等相当額 287円)
-------------	---------------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃 料 費 等 調 整 額	166円
再 エ ネ 賦 課 金	147円

（ご使用期間） 6月21日～ 7月19日

（ご使用量） 105kWh

（金融機関） ****

** *****

※ 本証により集金することはありません。

小売電気事業者登録番号A0275

九州電力株式会社

（所在地：福岡市中央区渡辺通2丁目1-82）

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

7月分

対象経費 （ 3164 円） － （ 円） ＝3164円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 0.5 ）

あん分による政務活動費の支出額 （ 1582 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

整理番号	7-8
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄


駐車券↑
タイムズ24株式会社
中津駅北口第2
駐車場
0120-70-8924

23-07-30 08:30

精算07-31 09:55
 駐車時間 1日 1時間25分
 駐車料金 770円
 割引 0円
 ICカードご利用明細
 カード支払額 770円
 カード残額 5,973円
 (JE*****2771)
 NO. 090039

事業名、用途及び内容等

駐車場利用料
 7/30～7/31駐車分
 対象経費 (770 円) - (円) =770円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (770 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 吉村 尚久

【令和 5 年 7 月分】

【令和 5 年 7 月分】			自動車登録番号	
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
7月4日	24.5	3,896	株式会社 丸三燃料	①
7月10日	21.76	3,460	株式会社 丸三燃料	②
7月15日	22.2	3,530	株式会社 丸三燃料	③
7月19日	12.12	2,000	ニュー丸栄石油 株式会社 大分宇佐SS	④
7月24日	21.23	3,630	JAおおいた 三光給油所	⑤
7月27日	23.17	3,730	株式会社 丸三燃料	⑥
7月31日	17.39	2,800	株式会社 丸三燃料	⑦
計		23,046	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	47,204 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	49,813 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	2,609 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	192 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.0735	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,693 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター一部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和 5 年 7 月分】

議員名 吉村 尚久

領収書 ①

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしく申し上げます *

2023年 7月 4日(火)

24.5L @159
ガソリン ¥3,896
課税売 (10%) ¥3,896
消費税等 (10%) ¥354
買上点数 24.5
合計 ¥3,896
(内消費税 ¥354)
お預り ¥5,096
お釣 ¥1,200
事業者No : 17320001010975
17:19

1308 担当者9

領収書 ②

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしく申し上げます *

2023年 7月 10日(月)

21.76L @159
ガソリン ¥3,460
課税売 (10%) ¥3,460
消費税等 (10%) ¥315
買上点数 21.76
合計 ¥3,460
(内消費税 ¥315)
お預り ¥10,000
お釣 ¥6,540
事業者No : 17320001010975
16:13

1410 担当者9

領収書 ③

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしく申し上げます *

2023年 7月 15日(土)

22.2L @159
ガソリン ¥3,530
課税売 (10%) ¥3,530
消費税等 (10%) ¥321
買上点数 22.2
合計 ¥3,530
(内消費税 ¥321)
お預り ¥10,030
お釣 ¥6,500
事業者No : 17320001010975
17:03

1331 担当者9

ENEOS ④

納品書(領収書)

2023年07月19日 18:27

売上
現金フリー 様 M
6-060022-00016-000
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-07
12.12L *
(165円) ¥2,000
(内ガソリン税53.80円) ¥652
合計 ¥2,000
(消費税10%対象) ¥2,000
内消費税等 ¥182
現金でお買上げの場合は領収書に記入して頂きます。
ニュー丸栄石油 株式会社
大分宇佐SS
大分県 宇佐市
大字山下 1222-1
TEL:0978-33-5021 SS-060022
社内No 4921-01 社内No5926-5928
003 2023/07/20

JASS

令頁又書

売上
JAおおいだ
三光給油所
大分県中津市三光原口644-7
TEL:0979-43-6311 SS:8400104444
2023/07/24(月)07:18
現金フリー 様
84-001-044-000000003-000-00
現金フリー 手
区分 10
No.4506 P-03
レギュラーガソリン
21.23L/L @171.0 ¥3630
合計 ¥3,630
(内消費税等 ¥330)
営業時間 7:00~19:00
いつもご利用頂き有難うございます
係員: 社内No. 8378 01
1万 8378 01 1370 4千 370

⑤

領収書 ⑥

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしく申し上げます *

2023年 7月 27日(木)

23.17L @161
ガソリン ¥3,730
課税売 (10%) ¥3,730
消費税等 (10%) ¥339
買上点数 23.17
合計 ¥3,730
(内消費税 ¥339)
お預り ¥5,730
お釣 ¥2,000
事業者No : 17320001010975
10:41

1357 担当者9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和 5 年 7 月分】

議員名 吉村 尚久

領 収 書

⑦

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30～PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願い致します *

2023年 7月 31日(月)
17.39L @161
ガソリン ￥2,800
課税差 (10%) ￥2,800
消費税等 (10%) ￥255
買上点数 17.39
合 計 ￥2,800
(内消費税 ￥255)
お 預 り ￥3,000
お 釣 ￥200
事業者No : F7320001010975
10:21 1350 担当者9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政治活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和5年7月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
3	大分政経懇話会(講演) 「現在の日本の政治・経済を取り巻く 現状と課題」	自宅	大分市府内町 (トキハ会館)			自宅	136 km	
12	7月10日の豪雨による被害調査(河川、 住家などに係って住民への聞き取り調 査)	自宅	中津市山国町			自宅	56 km	山国町(中摩、守 実、平小野)
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							192 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名 県民クラブ
議員名 吉村 尚久

整理番号 8-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

№ 39638

吉村尚久事務所様

R5年8月3日

金額

¥1617

内
消費税等

但

ファイル代

上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>

有限会社



友

代表取締役

祐二

〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松179-7

TEL 0979 (23) 4343

事業名、用途及び内容等

文具購入費
ファイル代

対象経費 (1617 円) - (円) = 1617円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (808 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	8-2
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 39725

志村尚久事務所 様 5年 8月 3日

金額 7,660.00

内 但 角2封筒紙 上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	

有限会社 友
 代表取締役 祐二
 〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松179
 TEL.0979(23)4343

領収証

No. 39723

志村尚久事務所 様 5年 8月 3日

金額 7,495.00

内 但 角2封筒紙 上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	

有限会社 友
 代表取締役 祐二
 〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松179
 TEL.0979(23)4343

事業名、使途及び内容等

文具購入費
 長3封筒、角2封筒
 対象経費 (11550 円) - (円) = 11550円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)
 あん分による政務活動費の支出額 (5775 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	8-3
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 8月 7日 12時11分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A17308-078466-249926 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 8月 7日 15時32分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A17308-078476-357024 <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
--	---

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 8-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 39727

志村尚又事務所 様 5年 8月 8日

金額 14146

内 記 北 州 銀行 口座
消費税等 上記正に領収いたしました

現金
小切手

有限会社 友
代表取締役 祐二
〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松179
TEL.0979(23)4343

領収証

No. 39726

志村尚又事務所 様 5年 8月 8日

金額 13200

内 記 北 州 銀行 口座
消費税等 上記正に領収いたしました

現金
小切手

有限会社 友
代表取締役 祐二
〒871-0014 大分県中津市大字一ツ松179
TEL.0979(23)4343

事業名、用途及び内容等

文具購入費
コピー用紙代、長3封筒
対象経費 (14146 円) - (円) =14146円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)
あん分による政務活動費の支出額 (7073 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	8-5
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 8月16日 11時47分	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 別府 料金所(至) 宇佐 23年 8月16日 17時14分
通行料金 ¥1,290-	通行料金 ¥970-
(ETCクレジット) 車種 5	(ETCクレジット) 車種 5
取扱番号 A26308-168559-332928 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	取扱番号 A26308-168579-959320 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2260 円) - (円) =2260円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2260 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	8-6
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 上毛スマート 料金所(至) 苅田北九州空港 23年 8月17日 7時49分</p> <hr/> <p style="text-align: right;">通行料金 ¥1,200-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A27308-178763-866528 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> NEXCO 西日本</p> <p>料金所(自) 苅田北九州空港 料金所(至) 上毛スマート 23年 8月19日 17時 1分</p> <p>割引前料金 ¥1,200- 割引△ ¥360-</p> <hr/> <p style="text-align: right;">通行料金 ¥840-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A29308-197020-601128 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	---

019

事業名、用途及び内容等

ETC利用料
8/17、8/19往復分
対象経費 (2040 円) - (円) =2040円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
あん分による政務活動費の支出額 (2040 円)


一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	8-7
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書
 北九州エアターミナル
 北九州空港
 一般駐車場
 Seisan02
 入庫時刻 08月17日 07:57
 精算時刻 08月19日 16:24
 領収金額 1,700円
 領収日 2023年08月19日
 車両番号 XXXXXXXXXX
 ビットデザイン株式会社
 0570-011-500
 **スマートパーク**[®]
 環境と社会のための駐車場イノベーション

事業名、使途及び内容等

駐車場利用料
 8/17～8/19駐車分
 対象経費 (1700 円) - (円) =1700円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (1700 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 8-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 吉村 尚又 様 No. 385

金額 45,080.00

内 訳 但 天ノ原議会議民クラブ会報印刷代
 現金 令和5年8月21日 上記正に領収いたしました
 小切手 /
 手形 /

消費税額等(%)
 消費税額等(%)

next-one group
 〒871-0023 大分県中津市大字得原387
 TEL 0979-64-9411



登録番号

GA1622

事業名、用途及び内容等

県民クラブ中津市版広報誌印刷代
 絆 Vol. 48
 対象経費 (52800 円) - (円) =52800円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (52800 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

8-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
吉村 尚久事務所
吉村 尚久 様

お客様番号
4910-2393-76220

2023年 8月ご請求分

金額(円)
¥12,543-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
23.8.22

収 入 印 紙 貼 付 簿
(金融機関・CVS用)→お客様

A 子または様もと新持・既取用でお支払いの場合、左記の欄を必ず記入し、上記印紙でお支払いの場合は必ず貼付してください。

事業名、使途及び内容等

固定電話・インターネット料金
7月利用分

対象経費 (12543 円) - (円) =12543円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (6271 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 8-11

領収書その他の証拠書類の添付欄

00021B1184265 年月分 23 8 領 収 証

一ツ松 179-7
FUJIIHIROビル103
吉村 尚久 事務所 様

終 柄 名	部数	金 額	合計金額
* 朝日新聞	1	4,000	6,623
農業新聞集金	1	2,623	

(消費税込)
上記金額を領収し、承しな。

中山新聞販売店
代表 中山 泰志
中津市上宮永町2丁目147-1
TEL 22-2714



* 軽減税率対象品目 (内、消費税) ご購読ありがとうございます、手続き簡単
8%対象 4,000円 (296円) クレジットカードでのお支払い可能です。
10%対象 2,623円 (238円) お客様の個人情報は当新聞販売所が責任をもって管理致します。

※領収日：8月28日

事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (8月分)
朝日新聞、農業新聞
対象経費 (6623 円) - (円) =6623円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
あん分による政務活動費の支出額 (6623 円)


一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	8-12
------	------

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 8月28日 11時 9分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A04308-288481-127118 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 8月28日 17時34分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A04308-288797-453711 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	--

事業名、使途及び内容等

ETC利用料
県庁にて県外調査報告書の作成
対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 吉村 尚久

【令和 5 年 8 月分】

自動車登録番号		[REDACTED]		
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
8月3日	20	3,300	株式会社 丸三燃料	①
8月11日	25.8	4,360	株式会社 丸三燃料	②
8月17日	16.13	3,000	大分石油 (株) サンシャイン中津	③
8月21日	21.27	3,680	株式会社 丸三燃料	④
8月27日	13	2,249	株式会社 丸三燃料	⑤
8月29日	19.4	3,744	株式会社 カートピアキクチ カートピアキクチSS	⑥
計		20,333	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	49,813 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	51,820 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	2,007 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	557 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2775	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	5,642 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和 5 年 8 月分】

議員名 吉村 尚久

① 領収書

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 8月 3日(木)
20L @165
ガソリン ¥3,300
課税売 (10%) ¥3,300
消費税等 (10%) ¥300
買上点数 20
合計 ¥3,300
(内消費税 ¥300)
お預り ¥10,300
お釣 ¥7,000
事業者No : 17320001010975
17:12 1307 担当者9

② 領収書

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 8月 11日(金)
25.8L @169
ガソリン ¥4,360
課税売 (10%) ¥4,360
消費税等 (10%) ¥396
買上点数 25.8
合計 ¥4,360
(内消費税 ¥396)
お預り ¥10,360
お釣 ¥6,000
事業者No : 17320001010975
17:40 1356 担当者9

③



大分石油(株)
サンシャイン中津
大分県中津市
中殿町3丁目31番21号
TEL:0979-22-0911 SS:16130-16180

令和4年夏
2023/08/17(木) 07:11 伝票No.0877
取引通番 2963

現金フリー 4 様
539-16183-0000-0005 16130
現金フリー
012000 0953
レギュラーガソリン P05 ¥3000
数量 16.13L
単価 @186

合計 ¥3,000
(内税別消費税 ¥273)
(内税10%対象 ¥3000)
(内税10%消費税 ¥273)
現金計 ¥3,000
お預り ¥3,000
お釣り ¥0
4:0000000-D-RUBKRE

係員:01
処理日付:2023/08/17 0952 0950
(00取引)

上記にて領収書に替えさせていただきます

当店へのアンケート回答で
Amazonギフト券
500円分をプレゼント!
毎月1,000名様!
お抽選は9/15日
当店ご利用後 10日検まで

給油をお得に! (アア)
カーライフを便利に!
Drive On
お得なキャンペーン実施中

④ 領収書

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 8月 21日(月)
21.27L @173
ガソリン ¥3,680
課税売 (10%) ¥3,680
消費税等 (10%) ¥335
買上点数 21.27
合計 ¥3,680
(内消費税 ¥335)
お預り ¥4,000
お釣 ¥320
事業者No : 17320001010975
16:24 1469 担当者9

⑤ 領収書

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 8月 27日(日)
13L @173
ガソリン ¥2,249
課税売 (10%) ¥2,249
消費税等 (10%) ¥204
買上点数 13
合計 ¥2,249
(内消費税 ¥204)
お預り ¥2,250
お釣 ¥1
事業者No : 17320001010975
15:33 1489 担当者9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

整理番号

9-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 9月 1日 9時24分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A04309-019167-609312 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 9月 1日 16時38分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- (ETCクレジット) 車種 5 取扱番号 A04309-019493-779912 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
--	--

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）

Web発行

2023年 9月11日発行

下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。

吉村 尚久様

（お客さま番号 50-500-000-15-3806519-31）

2023年 8月分（9月 1日振替）

領収金額	3,940円	（うち消費税等相当額 358円）
------	--------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額 -367円
再エネ賦課金 205円

（ご使用期間） 7月20日～ 8月22日

（ご使用量） 147kWh

（金融機関） ****

** *****

※ 本証により集金することはありません。

小売電気事業者登録番号A0275

九州電力株式会社

（所在地：福岡市中央区渡辺2丁目1-82）

事業名、使途及び内容等

事務所電気代

8月分

対象経費 （ 3940 円） - （ 円） =3940円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 0.5 ）

あん分による政務活動費の支出額 （ 1970 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

領収書等の添付様式

整理番号

9-3

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本
料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 9月 7日 10時22分	料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 9月 7日 16時29分
通行料金 ¥1,290-	通行料金 ¥1,290-
(ETCクレジット) 車種 5	(ETCクレジット) 車種 5
取扱番号 A02309-071233-586416 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	取扱番号 A02309-071528-308518 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-09-12	72056	A93130003
取扱店	[Redacted]	
払込口座	[Redacted]	
払込金額	*82,740	料金 *110
振替受付票		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。
日本郵便株式会社 82,740		
入金額	*90,000	
おつり	*7,150	
カード入会特典! 最大1万円 キャッシュバック!		

印紙税申告納付につき期町
税務署承認済

事業名、用途及び内容等

県民クラブ中津市版広報誌発送代
 絆 Vol.48 (※ 82740 円 (発送代) + 110 円 (手数料) = 82850 円)
 対象経費 (82850 円) - (円) = 82850円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (82850 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(往路)

(復路)

領収書
吉村尚又 様

ご利用日付 **2023年9月12日**
 時刻 **08時24分**
 券番号: **02261**
 取引内容: **乗車券類 金2880円**
 税率: **10%**
 事業者コード: **T6290001012621**
 伝票番号: **23841**

●ご利用ありがとうございます。
 中津駅 券181発行
 九州旅客鉄道株式会社

領 収 書 No.160346
吉村尚又 様

ご利用金額 **¥1,680-** (現金利用)
 上記の金額を領収しました。
 購入商品 **JR乗車券類**
 年月日 **2023年 9月12日**
 九州旅客鉄道株式会社
 中津駅POS006発行

事業名、用途及び内容等

電車代（中津駅⇄大分駅）
 令和5年第3回定例会における議案等の説明、意見書提出に係わっての県議による意見交換会
 対象経費（4560円） - （円） = 4560円
 ※往路：特急、復路：鈍行（2880円 + 1680円 = 4560円）

あん分による充当の場合

あん分の率（1）
 あん分による政務活動費の支出額（4560円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額（円）

領収書等の添付様式

整理番号

9-6

領収書その他の証拠書類の添付欄

 駐車券↑
タイムズ24株式会社
中津駅北口第2
駐車場
 0120-70-8924

23-09-12 08:20

精算09-12 23:42
 駐車時間 15時間22分
 駐車料金 330円
 割引 0円

前払現金 0円
 釣銭 330円
 合計 670円

領収書 NO. 091962

事業名、使途及び内容等

駐車場利用料

対象経費 (330 円) - (円) =330円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (330 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

9-7

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 9月14日 8時28分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A01309-141635-320011 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年 9月14日 14時49分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5</p> <p>取扱番号 A01309-141942-978410 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	--

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

9-8

領収書その他の証拠書類の添付欄

キャッシュサービス
ご利用明細表

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただしお取引いただきました明細は下記の通りで
ございます。ご確認ください(裏面もご確認ください)

ご利用年月日	取扱金額	店番	機番	通番
05 09 15	19620567	2172		
カード発行金融機関/店番/科目/口座番号				
お取扱金額	0	1	2	1
お取引種別	振	込	0	6
お取引金額	¥220			
時刻	14:17	お取引金額		
説明コード	お取引後残高			

(ご案内)
タニクチ ッカサ様
ヨシムラオヒサ様
0979-64-7244

事業名、使途及び内容等

名刺印刷代 (※ 7700 円 (印刷代) + 220 円 (手数料) = 7920 円)

対象経費 (7920 円) - (円) =7920円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (3960 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No. 03561
令和 5年 9月15日

吉村 尚久 事務所 様

金額 ¥ 8 4 , 8 0 0 -

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	消費税	税込合計
FUJIHIRO. Bld N	103	2023/10	賃貸料	68,000	6,800	74,800
FUJIHIRO. Bld N	103	2023/10	共益費	5,000	0	5,000
FUJIHIRO. Bld N	103	2023/10	定額水道料	5,000	0	5,000

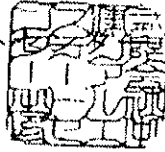
上記金額を正にお預りいたしました。

有限会社 中津リアルエステート


大分県中津市豊田町3丁目9-3

TEL : 0979-23-6077 FAX : 0979-23-6026

登録番号 : T7320002020957



係 印



事業名、用途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料
10月分

対象経費 (84800 円) - (円) =84800円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (42400 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

2023年9月16日

吉村 尚久 様

金額				¥1000	-
----	--	--	--	-------	---

書籍代金として上記正に領収いたしました

「9・19を忘れない！立憲主義を語る会」実行委員会
事務局

事業名、用途及び内容等

書籍購入代
『憲法改正と戦争 52の論点』
対象経費 (1000 円) - (円) =1000円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
あん分による政務活動費の支出額 (1000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-11

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No. _____

喜村尚久 様

2023年 9月 20日

★ ¥ 3,000-

但 名刺代 (点字名刺)

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

〒871-0029 中津市大字下宮永33

企業組合 みずから

TEL・FAX 0979-24-3235



ウケ-78

事業名、用途及び内容等

名刺代 (点字名刺)

対象経費 (3000 円) - (円) = 3000円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (1500 円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-12

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年 9月20日 11時16分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03309-202055-735017 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 安心院 23年 9月20日 16時 8分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,030-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03309-202281-224711 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
--	--

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2320 円) - (円) =2320円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2320 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	9-13
------	------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

A7M316はゆるし振替と郵送でお支払の場合、本領収書を提出してください。上記以外のお支払の場合は切り取らないでください。

電話料金等払込受領証
・西日本ご利用分

ご請求先氏名
 吉村 尚久事務所
 吉村 尚久 様

お客様番号
 4910-2393-76220

2023年 9月ご請求分

金額(円)
 ¥12,543-

受取人
 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
 0800-3335550

領 収 日 附 印
 23 9 21

収入印紙貼付欄
 (金融機関・CVS用)→お客様

※領収日：9月21日

事業名、使途及び内容等	固定電話・インターネット料金 8月利用分 対象経費 (12543 円) - (円) =12543円
あん分による充当の場合	あん分の率 (0.5) あん分による政務活動費の支出額 (6271 円)
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費の支出額 (円)

整理番号 9-14

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

00,21B,184265 23 9 領 収 証

一ツ松 179-7
 FUJIHIROビル103
 吉村 尚久 事務所 様

品名	部数	金額	合計金額(円)
* 朝日新聞	1	4,000	6,623
農業新聞集金	1	2,623	

(消費税込)
 上記金額を記載しました。

中山新聞販売店
 代表 中山 泰志
 中津市上宮永町2丁目147-1
 TEL 22-2714



*軽減税率対象品目(内、消費税) ご購読ありがとうございます、手続き簡単
 8%対象 4,000円(296円)
 10%対象 2,623円(238円) クレジットカードでのお支払い可能です。
 お客様の個人情報は当新聞販売店/郵便を介して管理致しませ。

※領収日：9月28日

事業名、用途及び内容等

新聞購読料 (9月分)
 朝日新聞、農業新聞
 対象経費 (6623 円) - (円) =6623円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (6623 円)

一部のみ打切り充当した場合

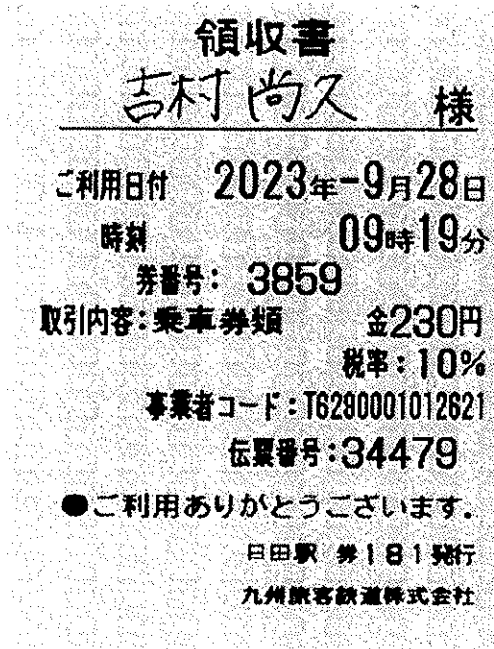
政務活動費の支出額 (円)

整理番号

9-15

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

電車代（日田駅⇒夜明駅）

対象経費 （ 230 円 ） － （ 円 ） ＝230円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1 ）

あん分による政務活動費の支出額 （ 230 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

整理番号	9-16
------	------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

日田市営駅南駐車場

領 収 証

精算機 #01 A 精算No.000748
 車室番号 (自動車) 8
 入庫時刻 2023年 9月28日(木) 09:19
 精算時刻 2023年 9月28日(木) 10:22
 駐車料金 A料金 200円
 =====
 合 計 200円
 現金領収金額 200円
 現金入金額 200円
 釣銭 0円

登録番号:T2000020442046
 大分県日田市田島2丁目6番1号
 0973-23-3111
 合計は消費税率10%対象です
 またのご利用をお待ちしております。

事業名、用途及び内容等

駐車場利用料

対象経費 (200 円) - (円) =200円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (200 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 吉村 尚久

【令和 5 年 9 月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
9月1日	17.05	3,000	株式会社 丸三燃料	①
9月5日	23.58	4,150	株式会社 丸三燃料	②
9月10日	16.13	3,000	ネクサスエナジー (株) 九州支店 セルフイオンタウン三光SS	③
9月14日	11.18	2,000	神原石油株式会社 中津南給油所	④
9月15日	16.93	2,980	株式会社 丸三燃料	⑤
9月20日	11.37	2,000	神原石油株式会社 中津南給油所	⑥
9月22日	19.48	3,370	株式会社 丸三燃料	⑦
9月26日	17.57	3,040	株式会社 丸三燃料	⑧
計		23,540	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	51,820 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	54,075 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	2,255 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	661 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2931	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	6,899 円 …⑦

注 1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第 4 位 (小数点第 5 位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和 5 年 9 月分】

議員名 吉村 尚久

領収書

①

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 9月 1日(金)
17.05L @176
ガソリン ¥3,001
- ¥1
課税売 (10%) ¥3,000
消費税等 (10%) ¥273
買上点数 17.05
合計 ¥3,000
(内消費税 ¥273)
お預り ¥5,000
お釣 ¥2,000
事業者No : T7320001010975
17:00

1315 担当者9

領収書

②

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 9月 5日(火)
23.58L @176
ガソリン ¥4,150
課税売 (10%) ¥4,150
消費税等 (10%) ¥377
買上点数 23.58
合計 ¥4,150
(内消費税 ¥377)
お預り ¥10,150
お釣 ¥6,000
事業者No : T7320001010975
16:04

1455 担当者9

EneJet

納品書(領収書)

2023年09月10日 09:44

売上
会員 様
44013-900000-559
現金会員
車両番号 実車番
1200-00
ENEOSレギュラー P-17
16.13L *
186円 ¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥868)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥5,000
お釣り ¥2,000

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、にポイントが
加算されないことがあります。
詳細はにてご確認下
さい。

現金での領収書の発行は追加料金がかかります。

ネクサスエナジー (株) 九州支店
セルフイオンタウン三光SS
大分県 中津市三光佐知1032
TEL:0979-27-7890 SS-044013
ビルNo 6687-06
デ-9No1699-1701
001ネクサスエ 2023/09/10

納品書 (領収書)

④

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL:0979-32-3206

2023/09/14(木)07:38 2023/09/14

1000000 様
10 92-00000-0000 40023
売上 現金 (自SS)

6837 001001
レギュラーガソリン ¥2000
11.18L @179 L-7 N-19
合計 ¥2,000
(内消費税等 ¥182)
お預り ¥2,000 お釣り ¥0

※上記にて領収書とさせていただきます

No.6893 担当: 01

領収書

⑤

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 9月 15日(金)
16.93L @176
ガソリン ¥2,980
課税売 (10%) ¥2,980
消費税等 (10%) ¥271
買上点数 16.93
合計 ¥2,980
(内消費税 ¥271)
お預り ¥3,000
お釣 ¥20
事業者No : T7320001010975
16:36

1302 担当者9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和 5 年 9 月分】

議員名 吉村 尚久

⑥

納品書 (領収書)

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市丸丸2391-3
TEL:0979-32-3206

2023/09/20(水)10:27 2023/09/20

0000000 様
10-02-00000-0000 40023
売上 現金 (自SS)

2789 001001
レギュラーガソリン ¥2000
11.37L, 0176 L-1 N-1

合 計 ¥2,000
(内消費税等 ¥182)
お預り ¥2,000 お釣り ¥0

※上記にて領収書とさせていただきます

No.3113 担当: 01

⑦

領 収 書

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 9月 22日(金)
19.48L 0173
ガソリン ¥3,370
課税売 (10%) ¥3,370
消費税等 (10%) ¥306
買上点数 19.48
合 計 ¥3,370
(内消費税 ¥306)
お 預 り ¥10,000
お 釣 り ¥6,630
事業者No : T7320001010975
12:04 1389 担当者9

⑧

領 収 書

株式会社丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 9月 26日(火)
17.57L 0173
ガソリン ¥3,040
課税売 (10%) ¥3,040
消費税等 (10%) ¥276
買上点数 17.57
合 計 ¥3,040
(内消費税 ¥276)
お 預 り ¥5,100
お 釣 り ¥2,060
事業者No : T7320001010975
16:29 1444 担当者9


※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

領収書等の添付様式

整理番号

10-1

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年10月 2日 11時50分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- <hr/> (ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03310-024440-080611 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年10月 2日 16時19分 <hr/> 通行料金 ¥1,290- <hr/> (ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03310-024626-234313 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	---

事業名、使途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

10-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証 (口座振替払用)

Web発行

2023年10月 6日発行

下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。

吉村 尚久様

(お客さま番号 50-500-000-15-3806519-31)

2023年 9月分 (10月 2日振替)

領収金額

3,125円

(うち消費税等相当額 284円)

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-381円
再エネ賦課金	159円

(ご使用期間) 8月23日～ 9月20日

(ご使用量) 114kWh

(金融機関) ****

** *****

※ 本証により集金することはありません。

小売電気事業者登録番号A0275

九州電力株式会社

(作成地: 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

9月分

対象経費 (3125 円) - (円) =3125円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)

あん分による政務活動費の支出額 (1562 円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費の支出額 (円)

整理番号

10-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年10月 6日 11時48分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03310-065172-606016 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年10月 6日 16時28分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03310-065419-165412 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	--

事業名、使途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合



政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

10-4

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 院内 料金所(至) 大分 23年10月15日 11時49分 割引前料金 ¥1,180- 割引△ ¥350- 通行料金 ¥830-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A22310-159464-816928 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> <p style="text-align: right;">019</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年10月15日 15時37分 割引前料金 ¥1,290- 割引△ ¥380- 通行料金 ¥910-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A22310-159483-533520 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p> <p style="text-align: right;">019</p>
--	---

事業名、用途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (1740 円) - (円) =1740円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (1740 円)

一部のみ打切り充当した場合

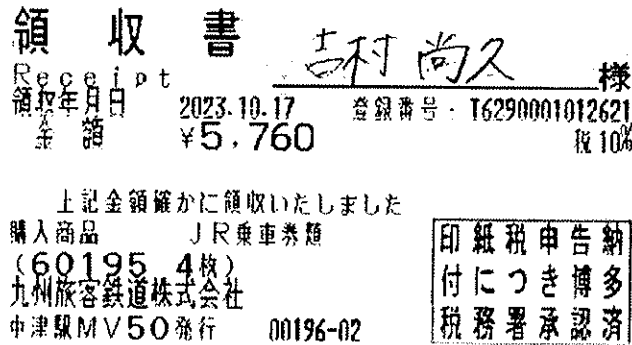
政務活動費の支出額 (円)

整理番号

10-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

電車代 (中津駅⇔大分駅)
 大分県庁にて、自治体が抱える課題に対しての自治体議員による意見交換会
 対象経費 (5760 円) - (円) =5760円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
 あん分による政務活動費の支出額 (5760 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

10-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

キャッシュサービス ご利用明細票	
毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただしお取引いただきました明細は下記の通りで ございます。ご確認ください(真面目もご確認ください)	
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
05 10 17	7-1664
カード発行金融機関・店番・科目・口座番号	
お取扱金額	5 1 0 0 0 0
お取引種別	振 込 0 0 0 0
手数料 (手数料)	¥440 (手数料) お取引金額
時刻	11:56 ¥52,800*
説明コード	お取引後残高

(ご案内)	サニクチツカサ様 おつり¥1,760*
	ヨシムラオヒサ様
印紙税納付済	

事業名、使途及び内容等

県民クラブ中津市版広報誌印刷代
 絆 Vol. 49 (※ 52800 円 (印刷代) + 440 円 (手数料) = 53240 円)
 対象経費 (53240 円) - (円) = 53240円



あん分による充当の場合

あん分の率 (0.958)
 あん分による政務活動費の支出額 (51003 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	10-7	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 西日本</p> <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年10月20日 8時22分</p> <hr/> <p style="text-align: right;">通行料金 ￥1,290-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A01310-208783-285812 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>		<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 西日本</p> <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年10月20日 15時43分</p> <hr/> <p style="text-align: right;">通行料金 ￥1,290-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A01310-209153-749510 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	
事業名、使途及び内容等			
ETC利用料			
対象経費 (2580 円) - (円) =2580円			
あん分による充当の場合			
あん分の率 (1)			
あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額 (円)			

整理番号	10-8
------	------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

△印字機は必ずしも銀行・郵便局で支払う場合は、受領書の控えをお出しください。△印字機以外で支払う場合は、必ず印字機で印刷してください。

ご請求先氏名
吉村 尚久事務所
吉村 尚久 様

お客様番号
4910-2393-76220

2023年10月ご請求分

金額(円)
¥12,543-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印

取 入 印 紙 貼 付 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、使途及び内容等

固定電話・インターネット料金
9月利用分
対象経費 (12543 円) - (円) =12543円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5)
あん分による政務活動費の支出額 (6271 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

10-9

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年10月23日 8時 5分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A04310-239386-582713 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年10月23日 15時 5分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A04310-239759-838114 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	---

事業名、使途及び内容等

ETC利用料

対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)

あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)


一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 10-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 西日本</p> <p>料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 23年10月24日15時10分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A01310-249925-244614 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p style="text-align: center;"> 西日本</p> <p>料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 23年10月24日18時15分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,290-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 5 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A01310-240085-981319 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	--

事業名、使途及び内容等

ETC利用料
対象経費 (2580 円) - (円) =2580円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
あん分による政務活動費の支出額 (2580 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号 10-11

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

0021B184265 年月分 23 10 領 収 証

一ツ松 179-7
FUJIIIROビル103
吉村 尚久 事務所 様

品名	数量	単価	合計金額
* 朝日新聞	1	4,000	6,623
農業新聞集金	1	2,623	

中山新聞販売店
代表 中山 泰志
中津市上宮永町2丁目147-1
TEL 22-2714



* 軽減税率対象品目 (内、消費税) ご請求ありがとうございます。
8%対象 4,000円 (296円) 〒9-8106-4636-6539
10%対象 2,623円 (238円)

※領収日：10月27日

事業名、使途及び内容等

新聞購読料 (10月分)
朝日新聞、農業新聞
対象経費 (6623 円) - (円) =6623円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1)
あん分による政務活動費の支出額 (6623 円)

一部のみ打切り充当した場合

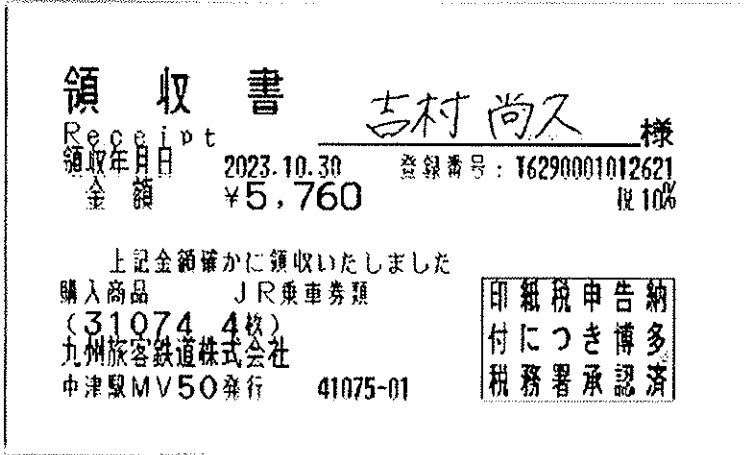
政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	10-12													
領収書その他の証拠書類の添付欄														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black;">9</td> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">D05-10-27</td> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">テナント</td> <td style="width: 15%; border: 1px solid black;">84,954</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">[REDACTED]</td> </tr> </table>					9	D05-10-27	テナント	84,954	[REDACTED]					
9	D05-10-27	テナント	84,954	[REDACTED]										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">事業名、使途及び内容等</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> 事務所賃料・共益費・水道料 11月分 対象経費 （ 84954 円） － （ 円） =84954円 </td> </tr> </table>					事業名、使途及び内容等					事務所賃料・共益費・水道料 11月分 対象経費 （ 84954 円） － （ 円） =84954円				
事業名、使途及び内容等														
事務所賃料・共益費・水道料 11月分 対象経費 （ 84954 円） － （ 円） =84954円														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">あん分による充当の場合</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> あん分の率 （ 0.5 ） あん分による政務活動費の支出額 （ 42477 円） </td> </tr> </table>					あん分による充当の場合					あん分の率 （ 0.5 ） あん分による政務活動費の支出額 （ 42477 円）				
あん分による充当の場合														
あん分の率 （ 0.5 ） あん分による政務活動費の支出額 （ 42477 円）														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">一部のみ打切り充当した場合</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="padding: 5px;"> 政務活動費の支出額 （ 円） </td> </tr> </table>					一部のみ打切り充当した場合					政務活動費の支出額 （ 円）				
一部のみ打切り充当した場合														
政務活動費の支出額 （ 円）														

領収書等の添付様式

整理番号	10-13
領収書その他の証拠書類の添付欄	



事業名、使途及び内容等	
	電車代（中津駅⇔大分駅） 大分県庁にて、教育行政に係わる課題（特別支援教育）についての説明と意見交換 対象経費 （ 5760 円） － （ 円） ＝5760円
あん分による充当の場合	
	あん分の率 （ 1 ） あん分による政務活動費の支出額 （ 5760 円）
一部のみ打切り充当した場合	
	政務活動費の支出額 （ 円）

整理番号	10-14
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

〇パーキング中津駅前第1

登録番号

T4120001077476

消費税10%込です。

領収証

入車 23/10/30 09:10

精算 23/10/30 15:35

券番号 16 017489-25

領収証 No. 013216

駐車料金 500円

投入金額 500円

領収金額 500円

事業名、使途及び内容等

駐車場利用料（※電車移動のため、中津駅前に自家用車を駐車）
 大分県庁にて、教育行政に係わる課題（特別支援教育）についての説明と意見交換
 対象経費（ 500 円） - （ 円） =500円

あん分による充当の場合

あん分の率（ 1 ）

あん分による政務活動費の支出額（ 500 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額（ 円）

整理番号

10-15

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電気料金領収証（口座振替払用）

Web発行

2023年11月 6日発行

下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございます。

吉村 尚久様

（お客さま番号 50-500-000-15-3806519-31）

2023年10月分（10月30日振替）

領収金額

3,078円

（うち消費税等相当額 279円）

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-35円
再工ネ賦課金	131円

（ご使用期間） 9月21日～10月18日

（ご使用量） 94kWh

（金融機関） ****

** *****

※ 本証により集金することはありません。

小売電気事業者登録番号A0275

九州電力株式会社

（作成地：福岡市中央区渡辺通2丁目1-82）

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

10月分

対象経費 （ 3078 円） － （ 円） ＝3078円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 0.5 ）

あん分による政務活動費の支出額 （ 1539 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

整理番号	10-16
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

高村尚久 様

Receipt
 領収年月日 2023.10.31 登録番号: T6290001012621
 金額 ¥2,880 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
 (40753, 2枚)
 九州旅客鉄道株式会社
 中津駅MV50発行 50754-01

印紙税申告納 付につき博多 税務署承認済

事業名、用途及び内容等

電車代（中津駅⇒大分駅）
 森林・林業・林産業活性化九州大会に参加するため
 対象経費 （ 2880 円） － （ 円） =2880円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1 ）
 あん分による政務活動費の支出額 （ 2880 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 吉村 尚久

【令和 5 年 10 月分】

自動車登録番号 XXXXXXXXXX

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
10月2日	11.37	2,000	神原石油株式会社 中津南給油所	①
10月2日	17.92	3,100	株式会社 丸三燃料	②
10月6日	11.37	2,000	神原石油株式会社 中津南給油所	③
10月11日	17.34	3,000	神原石油株式会社 中津南給油所	④
10月13日	11.56	2,000	神原石油株式会社 中津南給油所	⑤
10月15日	19	3,230	株式会社 丸三燃料	⑥
10月18日	20.53	3,490	株式会社 丸三燃料	⑦
10月23日	17.34	3,000	神原石油株式会社 中津南給油所	⑧
10月24日	18.83	3,200	株式会社 丸三燃料	⑨
10月26日	18.94	3,220	株式会社 丸三燃料	⑩
計		28,240	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	54,075 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	57,030 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	2,955 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	1,080 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3654	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	10,318 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和 5 年 10 月分】

議員名 吉村 尚久

①

納品書 (領収書)

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL:0979-32-3206
登録番号:T2290801009754

2023/10/02(月)11:01 2023/10/02

0000000 様
10-02-00000-0000 40023
売上 現金 (自SS)

4678 001001 様
レギュラーガソリン ¥2000
11.37L,3 0176 L-3 N-7

合計 ¥2,000
(内税分消費税 ¥182)
(内税10%対象 ¥2000)
(内税10%消費税 ¥182)

お預り ¥2,000 お釣り ¥0
※上記にて領収書とさせていただきます

No.3446 担当: 01

②

領収書

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお祈いします *

2023年 10月 2日(月)

17.92L 0173
ガソリン ¥3,100
課税売 (10%) ¥3,100
消費税等 (10%) ¥282
売上点数 17.92
合計 ¥3,100
(内消費税 ¥282)

お預り ¥10,100
お 釣 ¥7,000
事業者No :17320001010975
16:39

1443 担当者 9

③

納品書 (領収書)

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL:0979-32-3206
登録番号:T2290801009754

2023/10/06(金)10:58 2023/10/06

0000000 様
10-02-00000-0000 40023
売上 現金 (自SS)

7858 001001 様
レギュラーガソリン ¥2000
11.37L,3 0176 L-7 N-19

合計 ¥2,000
(内税分消費税 ¥182)
(内税10%対象 ¥2000)
(内税10%消費税 ¥182)

お預り ¥2,000 お釣り ¥0
※上記にて領収書とさせていただきます

No.5689 担当: 01

④

納品書 (領収書)

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL:0979-32-3206
登録番号:T2290801009754

2023/10/11(水)07:33 2023/10/11

0000000 様
10-02-00000-0000 40023
売上 現金 (自SS)

2437 001001 様
レギュラーガソリン ¥3000
17.34L,3 0173 L-3 N-7

合計 ¥3,000
(内税分消費税 ¥273)
(内税10%対象 ¥3000)
(内税10%消費税 ¥273)

お預り ¥3,000 お釣り ¥0
※上記にて領収書とさせていただきます

No.0888 担当: 01

⑤

納品書 (領収書)

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL:0979-32-3206
登録番号:T2290801009754

2023/10/13(金)07:35 2023/10/13

0000000 様
10-02-00000-0000 40023
売上 現金 (自SS)

4249 001001 様
レギュラーガソリン ¥2000
11.56L,3 0173 L-1 N-1

合計 ¥2,000
(内税分消費税 ¥182)
(内税10%対象 ¥2000)
(内税10%消費税 ¥182)

お預り ¥2,000 お釣り ¥0
※上記にて領収書とさせていただきます

No.2149 担当: 01

⑥

領収書

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もご愛顧のほど、 *
* よろしくお祈いします *

2023年 10月 15日(日)

19L 0170
ガソリン ¥3,230
課税売 (10%) ¥3,230
消費税等 (10%) ¥294
売上点数 19
合計 ¥3,230
(内消費税 ¥294)

お預り ¥10,230
お 釣 ¥7,000
事業者No :17320001010975
10:38

1337 担当者 9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和 5 年 10 月分】

議員名 吉村 尚久

領収書

7

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もお愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 10月 18日(水)
20.53L @170
ガソリン ¥3,490
課税売 (10%) ¥3,490
消費税等 (10%) ¥317
買上点数 20.53
合 計 ¥3,490
(内消費税 ¥317)
お 預 り ¥3,590
お 釣 り ¥100
事業者No : T7320001010975
16:37
1302 担当者 9

納品書 (領収書)

8

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL:0979-32-3206
登録番号: T2290801009754

2023/10/23(月)07:15 2023/10/23

0000000 標
10-02-00000-0000 40023
売上 現金 (約SS)

4322 001001 ¥3000
レギュラーガソリン
17.34L,4 @173 L-3 N-7

合 計 ¥3,000
(内税分消費税 ¥273)
(内税10%対象 ¥3000)
(内税10%消費税 ¥273)
お預り ¥10,000 お釣り ¥7,000
※上記にて領収書とさせていただきます

No.1193 担当 01

領収書

9

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もお愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 10月 24日(火)
18.83L @170
ガソリン ¥3,201
- ¥1
小 計 ¥3,200
課税売 (10%) ¥3,200
消費税等 (10%) ¥291
買上点数 18.83
合 計 ¥3,200
(内消費税 ¥291)
お 預 り ¥3,200
お 釣 り ¥0
事業者No : T7320001010975
14:17
1413 担当者 9

領収書

10

株式会社丸三燃料

中津市下池水840-2
TEL. 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もお愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2023年 10月 26日(木)
18.94L @170
ガソリン ¥3,220
課税売 (10%) ¥3,220
消費税等 (10%) ¥293
買上点数 18.94
合 計 ¥3,220
(内消費税 ¥293)
お 預 り ¥5,220
お 釣 り ¥2,000
事業者No : T7320001010975
16:13
1450 担当者 9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
2	議会だよりの作成、議会報告書資料作成	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km	
6	令和4年度決算特別委員会の審査のため の調査	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km	
14	もみじ園スポーツ交流大会への参加と 関係者と意見交換	自宅	中津市耶馬溪町 大字大島			自宅	48 km	会場：耶馬溪B&G 海洋センター
15	第13回大分県盲人福祉大会への参加と 関係者と意見交換	自宅	大分市大津町			自宅	145 km	会場：大分県総合 社会福祉会館
19	山国、耶馬溪、本耶馬溪、三光地区の 住民宅を訪問し、意見交換	自宅	山国町榎木	耶馬溪・深耶馬 溪	本耶馬溪町西谷	自宅	145 km	目的地区はその他複 数あり
20	県政課題に対しての意見交換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km	
21	全日本学生水上スキー新人戦競技会開 会式への出席と関係者と意見交換	自宅	中津市耶馬溪町 大字山移			自宅	52 km	会場：耶馬溪ア クアパーク
23	県政課題に対しての意見交換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km	
24	教育行政に係わる課題(人事異動ルー ルの見直し)についての説明と意見交 換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							1,080 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県民クラブ

議 員 名 吉村 尚久